

【Meeting Room 2】自由研究発表第2セッション

ふたつのチャンパー国家間における一三九七年の紛争に関する一考察 八天干（ウィンドゥ）と十二地支（ナクシャトラ）との組合せ暦を基にして

新江 利彦

（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）

概要：ベトナム（越南）のマレー系言語・チャム語で記された写本中のチャンパー史資料として、サカライ・パタオ（Sakarai patao, 「王暦」または「王の年代記」、西暦 1832 年頃）やダムヌイ（Damnay, 伝承、20 世紀初めまでに文章化）がある。しかし、由来や年代が例外的に明らかな「王暦」を含め、後代の加筆など信頼性に疑念がもたれ、歴史研究では活用されていない。本研究では、まずサカライやダムヌイの紀年法を分析して、その論理と科学的正確性を明らかにし、ついで分析に基づきサカライやダムヌイから複数の信頼できる部分を抽出し、それを碑文やスジャラ・ムラユ（Sejarah Melayu, 1612 年以降）など時代が近接する史資料と比較してマンダラ内部の紛争の事実を明らかにした。

分析：サカライ及びダムヌイが使用する紀年法と記述内容を分析したところ、二つの結果が得られた。第一は、チャンパー史には中国・ベトナム史料に記載された「占城史」と「王暦」に記載された「順城史」の二つがあり、それらは当初から、あるいは或る時点から同名だが異なる国の歴史を叙述していることである。このことは、阮朝国史館編修・阮文超撰「順城故事」（1872 年頃）において、「王暦」の抄訳（漢訳）「阮文承開載世次」と共に示唆されている。第二は、チャム写本の紀年法の基本が判明したことである。碑文時代から写本時代への移行以後、チャム紀年は日一、木五、前火三、土七、水四、月二、金六、後火三の八天干（ikes-sarak = windu、純粹太陰暦の八年周期）と、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥の十二地支（anak-nasak = nakṣatra、太陰太陽暦の十二年周期）の組合せ暦で表される。チャムの八天干はジャワのウィンドゥ（windu）と同じ 2,835 日＝八年周期のムハッラム月元日の曜日を値年とする。チャムの十二地支は二十八宿（nakṣatra）由来の十二宿による木星紀年であり、十二次・十二宮と同期し、十二辰とは逆回転する。「馬王堆文書」によれば木星紀年の暦元（観測年）は斉の桓公十一年（紀元前 364 年）である。順城鎮が成立した 1693～1695 年頃、超辰現象は約二千年かけて二周し、各座標は再び正しい位置、十二次の「大火」、十二宮の「天秤宮」、十二辰の「子」を示しており（黄経 210 度、赤経 14 時あたり）、チャム紀年はこれを遡って適用したと考えられる（なお、2021 年現在の木星座標は姫訾、宝瓶宮、辰であり、丑ではない）。

考察：「王暦」の現今の写本の紀年は八天干を欠くが、歴代の王の治世年数は八天干（純粹太陰暦）で算出されている。ダムヌイには土七巳年（thun anak-nasak Ula-anaih Zāy, 1377 年）の尸耐（Thị-nại = Shri Binay）の戦いにおける陳睿宗の死や大越軍の撤退の日付のように組合せ暦の紀年が明記された例がある。筆者は上記の諸発見に依拠して 1397～1433 年段階の複数のチャム紀年を明らかにし、二つのチャンパー国家間において月二丑年（thun anak-nasak Kabau Bā', 1397 年）に紛争が発生した事実を明らかにした。

ドイモイ後のベトナムにおけるオペラと国家体制の正当性

加納 遥香

一橋大学大学院修了・博士（社会学）

社会主義体制下のベトナムでは 1950 年代後半以降、ヨーロッパを起源とするオペラに関して、ベトナム人作曲家による作品創作や国立オペラ団による国内外の作品の上演などが実施されてきた。発表者はこれまで文化と政治の絡み合いに着目してこの歴史を研究してきたが、本発表では、ドイモイ後の中央政府レベルでの事業に焦点を当てる。

1986 年のドイモイ路線採択後のベトナムでは、社会主義諸国に限定しない全方位外交の採用などの変革が進められた一方、現在までベトナム共産党（以下、党）の独裁体制が継続している。先行研究では、ドイモイ後には統制が緩和されながらも、文化芸術が体制維持のためのツールとして引き続き動員されていることが指摘されている。本発表では政府文書、音楽家協会機関誌、オペラに関する学術研究、公演パンフレット等の読解を通して、ベトナムが変容する国際環境、およびドイモイ以前の自国の過去にどう向き合っているのかという問いに答える。それにより、オペラがいかに国家体制を支える文化装置の役割を担っているのかを明らかにする。

1990 年代半ば以降、国立オペラ団はフランスやスウェーデン、日本等の協力を得ながら外国のオペラ作品の制作を行ってきた。これらの活動は、国際環境や対外政策の変化に対応した結果であると同時に、新しい対外関係を構築する実践でもあり、また、人材育成や若手演出家の自国の作品に対する関心にもつながった。自国の作品については、まず学術領域において、1960～80 年代にかけてベトナムの作曲家が創作した 6 作品が構成する「ベトナム音楽劇」ないし「ベトナムオペラ」というジャンルをめぐる歴史的・音楽学的研究が行われ、ヨーロッパ式オペラと共通する形式であることが示されてきた。これと並行して、党の政策に呼応する音楽家協会は、同ジャンルを、交響楽やオペラなどを意味する「博学音楽」であり、かつ過去の誇るべき「革命音楽」であるとみなして政治的重要性を見だし、最初の作品とされる《コー・サオ》（1965 年初演）公演を 2012 年に主催した。一連の上演（2012、2014、2015 年）とそれらをめぐる言論は、「ベトナム音楽劇／オペラ」の作品史を現代にまで延長し、作品内容や上演の文脈を政治、革命の歴史と結びつけ、そのうえで国主催の芸術コンクールでは同作品に高い評価を与えた。これらを通して《コー・サオ》、さらに「ベトナム音楽劇／オペラ」ジャンルには、音楽的・政治的、かつ歴史的・同時代的な価値が付与されてきた。

以上から、ドイモイ後のベトナムにおいてオペラは、ベトナムを現代の国際環境に再配置し、そのなかで国家の文化的威信の拠り所のひとつとなり、かつ同国の過去から現在への継続性を作り出すという機能を持っていることが明らかになった。結論として、オペラが、党の指導する国家体制の正当性を演出する装置となってきたことを指摘する。最後にこの装置の今後の展開の可能性と実際の効果の限界についても言及する。

【Meeting Room 2】自由研究発表第2セッション

コミュニティのジェンダー

ベトナムの多世代相互扶助クラブと女性たち

加藤 敦典

(京都産業大学)

ベトナムでは、近年、高齢者ケアのアクターとしてコミュニティの役割が注目されるようになってきている。2010年に国際援助団体の支援のもと北中部各省の村落で開始された「多世代相互扶助クラブ」運動では、高齢者、女性、貧困世帯などを含む住民グループを組織し、少額貸付、健康増進活動、独居高齢者に対する訪問ボランティアなどが展開されている。私が文化人類学的な調査をおこなってきたハティン（Ha Tinh）省の村落でも、女性連合会が主幹となり、いくつかの集落にクラブが設置された。

多世代相互扶助クラブ運動では、女性たちの中心的な活躍が目立つ。なぜ女性たちはこれだけ熱心なのか。本論では、マリリン・ストラザーンが1960年代のイングランド農村でおこなった村落・親族調査と、ロバート・コンネルの『ジェンダーと権力』の分析枠組みを参考に、以下、四つの観点からの分析を提示する。

第一は、ジェンダーの視点からみた親族と村落の相互関係である。夫方居住が一般的なベトナム北・中部の村落では、多くの成人女性にとって、むらは結婚にともなって移住してきたいわば「よその」の空間である。男性にとってのむらが生まれたときから親戚に囲まれて暮らしてきた私的な領域であるのに対し、女性にとってのむらは一種の公共圏であり、かつ、家族を超えた女性同士の紐帯を構築する親密圏でもある。ゆえに彼女たちにとって社会活動を通してむらのなかで居場所を確保することが大きなモチベーションとなり、かつ「よその」同士ゆえにプロジェクトの公正・厳格な運営を重視することになる。それが支援事業の委託先として女性団体が信任を得ることにもつながるのである。

第二の観点は、労働と分業である。農業生産様式の変化や人口動態の変化のもと、コミュニティの意義が「生産」から「再生産」へと移行するなか、女性たちはケア役割にコミュニティとの接点を見いだしていくことになる。家内的なケアが女性の役割とされるなか、それを手がかりにむらの公共空間で存在感を発揮する女性たちの姿が明らかになる。

第三に、権限と統制の観点である。ここではベトナム戦争終結後の地方政治の再ジェンダー化を議論する。戦後、男性たちが戦場から戻ってきたため、女性たちは女性であることを通してしか地方政治に参画できなくなる。そうしたなか、女性たちが政治に関わるチャンネルが家族、人口、ケアなどの分野に限定されていったことを指摘する。

第四の観点は、カセクシスである。女性たちの社会活動における情動や愛着の問題に注目すると、彼女たちの活動の重要なモチベーションが女性同士の姉妹的連帯や「わかちあい」にあることがわかる。このような情動は上記の三つの動きから生み出されたものであると同時に、それらの活動を支える基盤ともなっていることを指摘する。

以上のようにコミュニティをジェンダー化されたものとして分析することにより、ベトナムのケア・レジームがより精確に理解可能になることを示していきたい。

【Meeting Room 2】自由研究発表第2セッション

東日本大震災と外国人移住者

カトリック仙台教区におけるフィリピン共同体形成を中心に

寺田 勇文

(上智大学)

岩手県、宮城県、福島県では、少なくとも 3,310 人のフィリピン人（男 270 人、女 3,040 人、2010 年）が暮らしていた。その多くは女性で日本人と結婚して家庭を築いていた。ところが 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災は彼らの生活を一変させ、津波や原発事故により家族、住居や職を失った者も少なくなかった。

カトリック仙台教区（青森、岩手、宮城、福島 4 県）は、信徒に限らず外国人被災者支援を重視し、2011 年 11 月に「仙台教区滞日外国人支援センター」(Sendai Diocese Support Center for Foreigners)を設置した（本部は大船渡市、後に石巻市に移転）。フィリピン人とインドネシア人の 2 人の神父が 2014 年末までの 3 年間、被災地各地を毎週、繰り返し訪問し、支援物資配布、外国籍信徒名簿作成、家庭訪問をはじめ、英語、タガログ語、場合により日本語のミサを行い、ブロック・ロザリオ等にも参加した。

主な訪問先は、弘前、八戸塩町（青森県）、久慈、釜石、大船渡、水沢、一関（岩手県）、気仙沼、南三陸、石巻、亶理（宮城県）、いわき、小名浜、郡山、白河、須賀川、郡山（福島県）の教会等である。多くの教会で、日本語のミサのなかでもフィリピン人が出席している時は、タガログ語の主の祈りを皆で斉唱するようになった。一例として震災後、カトリック大船渡教会のミサには多数のフィリピン人と家族が出席するようになり、2011 年末までに教会員は 110 人から 190 人になった。

同センターはまた、職を失った外国人を対象に、2011 年末から 2 年間、大船渡、亶理、一関で介護ヘルパー 2 級養成講座を運営し、33 人（フィリピン人以外にインドネシア人 2 人、中国人、韓国人各 1 人）が資格を得た。リーダーシップ・トレーニング、カテキズム教育なども行われた。2012 年 6 月には福島で、仙台教区第 1 回外国人信徒大会（300 人参加）を開催し、新潟教区、東京教区のフィリピン人も参加して被災体験の共有、交流が行われた。被災地のフィリピン人はセンターの活動、仙台教区の支援を積極的に受けとめ、各地でフィリピン共同体を築こうとしてきた。

仙台教区が管轄する被災地には、外国人、とくにフィリピン人が多かったためにフィリピン共同体形成が重視された。しかし、その目的はフィリピン人の教会を創出することではなく、日本人とともに多文化的な教会を築くことにあった。外国人司牧の重要性は仙台教区だけでなく、全国の教区で認識されており、仙台教区滞日外国人支援センターの活動は、日本全国のカトリック教会のサポートにより実現した。